

記入例

※整理番号
※受付年月日

監護相当・生計費の負担についての確認書

(申立先) みよし市長様

私は、以下に記述した
当・生計費の負担
申立てが真正で
注 18歳に達する日以後

この確認書は認定請求書の「児童の兄姉等」と「児童」の合計人数が3人以上になるときは、提出が必要です。

※「児童の兄姉等」とは請求者が監護及び経済的負担(生活費や学費の負担等)をしている大学生年代(平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ)の子を言います。学生か就業しているかは問いません。

(以下「監護相

ふりがな 氏名		住所					
みよし いちろう 三好 一郎		みよし市三好町●● X番地 △△マンション 201号					
1	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4	続柄 子	職業等 (いずれかに○) ※ ○学生 ・ 無職 ・ その他	通学先 (学生の場合のみ) みよし大学	卒業予定時期 (学生の場合のみ) 令和8 年 3 月	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○) 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()	申立人による生計費の負担の状況 (該当するもの全てに○) 1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()
2	個人番号	続柄	職業等 (いずれかに○) ※ ○学生 ・ 無職 ・ その他	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○) 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()	申立人による生計費の負担の状況 (該当するもの全てに○) 1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()
3	個人番号	続柄	職業等 (いずれかに○) ※ ○学生 ・ 無職 ・ その他	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○) 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()	申立人による生計費の負担の状況 (該当するもの全てに○) 1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()

認定請求書(又は額改定請求書)に記入した大学生年代(18歳～22歳年度末まで)の方について記入してください。

就業している場合は、その他を選択してください。

職業等の欄で「学生」を選択した場合は卒業予定時期を記入してください。

・「監護相当」とは日常生活上の世話・必要な保護をしている、定期的な連絡面会等をしている等の状況をいいます。

「生計費の負担」とは食費や家賃等の生活費、学費等を負担しており、かつこれを欠くと通常的生活水準を維持することができないことをいいます。

「3.その他」を選択した場合はその内容を具体的に記入してください。

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和X年XX月XX日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所 みよし市三好町●● X番地 △△マンション 201号

氏名 三好 太郎

監護相当の状況がある場合でも生計費の負担がない場合は、「児童の兄姉等」には該当しませんので、この確認書への記入は不要です。

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - ① 児童福祉法に規定する延長者
 - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性自立支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常的生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。